

報告第 3 2 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年 1 1 月 2 6 日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

専 決 処 分 書

次のとおり損害賠償請求事件に関し訴えを提起することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

- 1 相手方 住所 ****
- 氏名 ****
- 2 事件名 損害賠償（交通事故による損害）請求事件
- 3 事件の内容及び請求の趣旨

相手方が運転する車両が、市道上の街路樹に衝突したことによる街路樹の撤去並びに敷石及び縁石の補修に要した費用として、270,600円の賠償を求める。

令和2年11月12日

ふじみ野市長 高 畑 博